

監査報告書

令和4年 3 月 31 日

学校法人掛川学園
評議員会 御中

監事 山下隼人



監事 山田恭平



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人掛川学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の、学校法人の業務又は財産の状況について監査を行いました。
監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上

監査報告書

令和4年 3月 3日

学校法人掛川学園
理事会 御中

監事 山下隼人



監事 山田恭平



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人掛川学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の、学校法人の業務又は財産の状況について監査を行いました。監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上